

東日本大震災での被災者の声

(東北マンション管理組合連合会・資料より)

声

災害時にはメディア情報も重要ですが、更に重要なのが口コミでした。部屋では断水でしたが受水槽の非常水栓から水を得られるとの情報。どこそこの商店で緊急の食料品の放出があるとの情報を、エントランスの張り紙で知ることが出来ました。こうした助け合い情報をマンション全体で共有出来たことで少し安堵しました。

⇒ 同じマンション内での情報交換を密にすることの重要性が認識されました。

声

大規模マンションですが、管理組合がしっかりしており、理事会は地震翌日から動いていた。集会室での被害説明会もあり情報面での不安が軽減された。電気が復旧し、揚水ポンプも稼働したので室内での漏水防止に各戸の水栓を閉じるように廻り、通水後は各戸を廻って開栓作業を行った。普段それほど交流があったわけではないが、管理組合のお陰でスムーズに復旧でき感謝している。

⇒ マンション防災は理事会主導で、管理組合が総力で対応することが重要。

声

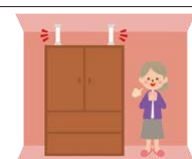
管理組合理事ですが、個人情報保護法が住人の交流を妨げている。管理員・管理会社に何を聞いても答えられない例が多すぎた。

⇒ 管理会社を通さない、組合独自の名簿や資料作成が必要。

台東区の防災対策 行政からの支援

家具転倒防止器具取付 (助成は1世帯1回限りとなります。)

高齢者が暮らしている世帯を対象に、家具の転倒防止器具を3点まで無料で取り付けます。

対象者	区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 ①65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 ②65歳以上の高齢者が在宅で生活している世帯で、世帯全員の住民税が非課税である世帯	
申請方法	介護保険被保険者証など、本人確認ができるものと印鑑(インク内蔵の浸透印は不可)をお持ちの上、高齢福祉課で申請(お住まいが賃貸住宅の場合は、上記に加え家主の承諾証が必要になります。)	
費用負担	自己負担なし ※器具取付後の取り外し、移設等は全額自己負担となります。	
問い合わせ	高齢福祉課 給付担当 ☎5246-1222	

防災用品のあっせん

家庭用防災用品を特別価格であっせんしています。家族構成や住居環境に合わせてお選びください。

対象者	区民・区内に勤務先のある方
あっせん品目	家具転倒防止器具、消火器、簡易トイレ、土のう 等
申込方法	下記問い合わせ先等で配布しているパンフレットを参考に、ハガキまたはFAXにて、直接、東京都葛飾福祉工場へ申し込み。*パンフレットは、区ホームページでも閲覧できます。 〈東京都葛飾福祉工場〉 電話番号:3608-3541/FAX:3608-5200
配送方法	宅配便にて、台東区内の自宅または勤務先に配送します。
問い合わせ	危機・災害対策課 ☎5246-1094

令和2年度 台東区 防災用品 あっせんのご案内

いつ起こるか分からない地震に対する備えは十分でしょうか。台東区では区民及び区内に勤務先のある方を対象に、家庭用防災用品を特別価格であっせんします。家族構成や住居環境に合わせてお選びください。

地震対策用品

家具転倒防止器具の穴あけ工事

家具転倒防止器具の穴あけ工事

家具転倒防止器具の穴あけ工事

品名	数量	単価(税込)	合計(税込)
7930 ML-35(25~35cm)	1	6,960円	6,960円
7931 ML-50(35~50cm)	1	6,960円	6,960円
7932 ML-60(50~60cm)	1	6,960円	6,960円
7933 ML-110(80~110cm)	1	7,360円	7,360円

※取付費用は別途必要です。取付費用は別途必要です。

※取付費用は別途必要です。取付費用は別途必要です。

※取付費用は別途必要です。取付費用は別途必要です。

集合住宅防災資器材購入補助

集合住宅の管理組合等が自主的に防災資器材を購入する際に、費用の一部を助成します。

補助金額	防災資器材購入費用の2分の1を補助(1,000円未満切り捨て)			
限度額	総戸数10戸以上50戸未満	10万円	総戸数50戸以上	20万円
対象	集合住宅管理組合等(総戸数10戸以上)			
補助の要件	①地元町会に加入している ②台東区マンション管理組合登録制度に登録済み ③新耐震基準を満たしている ④購入後、1年以内に防災訓練を実施 ⑤自主防災組織の規約や防災計画が整備されている			
対象となる資器材	発電機、災害時用トイレ、AED等 ※飲料水、食料品は対象外			
その他	資器材は補助が決定してから購入すること			
問い合わせ	危機・災害対策課 ☎5246-1092			

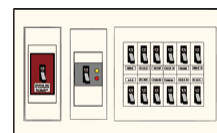


感震ブレーカーの配布・設置助成

感震ブレーカーとは、震度5強相当以上の揺れを感知した場合に、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止める器具で、地震による電気火災防止に効果的です。

台東区内の下記の地域を対象に無料配布および設置助成を行っています。

対象地域	根岸3・4・5丁目、谷中2・3・5丁目、東浅草2丁目、日本堤1・2丁目、橋場2丁目		
設置助成費用	助成対象者	助成対象製品	助成額
	対象地域内に 住宅を有し 、 設置を希望する方	分電盤タイプ コンセント型	設置費用の2/3 (上限5万円)
	対象地域内に 住宅を新築予定で 、 設置を希望する方	分電盤タイプ	1万円
申込方法	配布および設置助成を受けるには申し込みが必要です。 詳しくは下記にお問い合わせください。		
問い合わせ	危機・災害対策課 ☎5246-1092		



防災出前講座

マンション等からの要望に基づき、台東区防災普及指導員が防災に関する講座を実施しています。ぜひご利用ください。

内容	地震災害、家族との連絡方法、備蓄品、・非常持ち出し品について 等 ※起震車体験、スタンドパイプ・D級ポンプの取り扱い等の実技指導も可能です。
講座時間	1回あたり30分程度
会場	依頼者の希望する会場(台東区内を想定) 会場は、原則として依頼者側が用意してください。
講師	台東区防災普及指導員
申込方法	原則として、講座予定日の2か月前までに、下記問い合わせ先へ電話でお申し込みください。
問い合わせ	危機・災害対策課 ☎5246-1093



マンション耐震セミナー

マンション所有者を対象に、防災意識の向上のため、「発災した際にマンション管理組合全体でどう行動するか」を体験するワークショップや、耐震化を進めることのメリット、他マンションの事例紹介など、様々なテーマによるセミナーを開催します。
※令和3年度は、感染防止対策に万全を期すことが困難なため休止します。

対象	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲マンションの所有者または賃貸マンションの所有者
費用	無料
申込方法	住宅課窓口・電話・FAX・ホームページの入力フォームによる事前申込制です。 ※詳細及び申込開始日は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区ホームページでお知らせします。
問い合わせ	住宅課 ☎5246-9028

マンション耐震改修工事等助成制度

区内のマンションが、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を助成します。

対象	対象マンション (右記全てに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> 非木造の耐火または準耐火建築物で、住戸面積の合計が延べ面積の1/2を超える 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている など
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 分譲マンションの管理組合または管理組合法人(耐震アドバイザー派遣を除き、耐震改修工事等実施について、総会決議により承認を得ていること) 賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者
助成金額	耐震アドバイザー派遣 (同一マンションにつき5回まで)	1回の派遣につき、2万円を限度とする。
	耐震診断 補強設計 耐震改修工事	助成対象費用の1/2(助成対象費用及び助成金額は面積に応じて限度額あり)
問い合わせ	住宅課 ☎5246-9028	

マンション耐震改修利子補給制度

区内の旧耐震マンションの耐震改修を促進するため、耐震改修工事に要する費用の融資に関する利子の一部を補給します。融資の可否は、取扱金融機関が審査の上決定しますので、融資を受けられないことがあります。

対象	対象マンション (右記全てに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲または賃貸のマンション 非木造の準耐火建築物である分譲マンションまたは非木造の耐火または準耐火建築物である賃貸マンション 「マンション耐震改修工事等助成制度」の耐震改修工事助成を受けている 独立行政法人住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用する など
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 分譲マンション(準耐火建築物に限る)の管理組合または管理組合法人 賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者 <p>※耐火建築物である分譲マンションは、東京都で実施している「マンション改良工事助成」を利用できます。</p>
内容	最大利子補給率：1.0%、利子補給期間：7年、対象融資限度額：5千万円	
問い合わせ	住宅課 ☎5246-9028	

マンション改良工事助成(分譲マンションの修繕への利子補給)

※以下は、令和2年度の事業についての記載です。令和3年度の事業内容は、4、5月ごろに発表になります。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、受付方法が変更となる場合があります。

対象	都内に所在する耐火構造の分譲マンションの管理組合
条件	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準のマンション(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたマンション)については、耐震診断または簡易な耐震診断を実施しているなど。 募集戸数に限りがあります。
受付期間	令和2年5月18日(月)～令和3年2月19日(金)※当日消印有効 ※先着順の受付で、募集戸数に達した時点で申し込みを締め切ります。
内容	マンション管理組合が公益財団法人マンション管理センターの債務保証を得て、独立行政法人住宅金融支援機構からマンション共用部分リフォーム融資を受ける際に、当該融資額を対象として東京都が利子補給します。
申込方法	下記へ郵送
問い合わせ	東京都住宅政策本部住宅企画部マンション課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 ☎5320-7532